

最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議について

〔平成 27 年 2 月 13 日〕
サイバーセキュリティ対策推進会議決定

- 1 政府機関におけるサイバーセキュリティ対策を推進するため、各府省庁に共通する課題の分析・解決方法等について検討、助言等を行う体制として、「最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- 2 連絡会議の構成員は、各府省庁の最高情報セキュリティアドバイザー及びサイバーセキュリティ補佐官とする。ただし、連絡会議は、必要があると認める場合は、構成員及びオブザーバーを追加することができる。
- 3 連絡会議に主査を置く。主査は、サイバーセキュリティ補佐官とする。
- 4
 - (1) 連絡会議は、個別具体的な項目について専門的検討を行う必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置する。
 - (2) 連絡会議は、連絡会議の構成員から、ワーキンググループにおける主査（以下「WG主査」という。）を置く。
 - (3) ワーキンググループの構成員は、連絡会議の構成員及びオブザーバーでWG主査が認める者並びにWG主査が必要と認める有識者とする。
 - (4) ワーキンググループは、必要に応じ、その検討状況等を、連絡会議に報告する。
- 5 連絡会議は、必要に応じ、その検討状況等を、適宜サイバーセキュリティ対策推進会議又は同幹事会に報告する。
- 6 連絡会議の庶務は、内閣官房において処理する。
- 7 前各項に掲げるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議において定める。
- 8 「最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議（平成 22 年 12 月 27 日情報セキュリティ対策推進会議決定）」がこれまで決定した事項及び検討した事項等については、連絡会議に引き継がれるものとする。